

電気需給契約の重要事項説明書(高圧)

本書では、ご契約において特に重要な事項についてご説明いたします。この内容は重要ですので、十分にご理解されるようお願いいたします。内容につきましては、「電気需給約款」と併せてご確認ください。尚、本書と「電気需給契約」ならびに「電気需給約款」と相違がある場合は、「電気需給契約」ならびに「電気需給約款」が優先するものとします。ご確認くださいましたら、本書最後の「重要事項説明についてのご確認」欄にご署名ご捺印をお願いいたします。

お客さまは本契約において、当社が作成した電気需給約款(高圧)が適用される旨同意の上、お申込みをさせていただきます。

チェック

1. 電気需給契約締結前の確認事項

- (1) お客さまが電気需給契約を希望される場合は、あらかじめ電気需給約款および託送供給等約款における需要者に関する事項を遵守すること、並びに当社と一般送配電事業者との間における接続供給契約の実施に必要なお客さまの情報を、当社が一般送配電事業者に提供することを承諾したうえで当社所定の様式によって申込みをしていただきます。
- (2) 契約に際しては、次の事項をあらかじめ協議させていただいた上で申込みをしていただきます。
需要場所、契約種別、標準電圧、供給電気方式、標準周波数、契約電力、契約期間、需給開始希望日、負荷設備、受電設備、業種、用途、発電設備。なお、契約種別は、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者の契約種別を参考に、お客さまと当社で協議の上決定することといたします。また、契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。
- (3) 小売供給契約切替えの際には、現在の契約の解除が必要となり、契約解除条件によっては、違約金の発生等、お客さまのご負担が生じることがありますので事前にご確認ください。なお、お客様から開示いただいた情報に基づいて試算・作成した経費比較表および見積書を前提に契約条件を定めております。開示いただいた情報(現契約における割引金額・違約金の有無、契約単価、契約電力、使用電力量等)の誤りに起因する契約条件の齟齬について、当社は責任を負いかねます。
- (4) お客さまが保安等のために必要とされる電気については、託送供給等約款に定めるところにより、その容量を明らかにしていただき、予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

チェック

2. 電気需給約款の変更

- (1) 一般送配電事業者が定める託送供給等約款が改定された場合、法令・条例・規則等が改正された場合、経済情勢の変更が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、電気需給約款を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめ変更後の電気需給約款の内容およびその効力発生時期を書面(お客さまからのご要望がある場合に限り)および当社所定のウェブサイト上に掲載する方法により周知することとします。当該周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款によります。なお、電気需給約款の変更後も、電気需給約款は当社所定のウェブサイトに掲載いたしますが、お客さまからご要望があった場合、当社は、お客さまに対し、電気需給約款の内容を記載した書面を交付いたします。
- (2) (1)の場合において((3)に規定するときを除く)、電気事業法に基づくお客さまへの供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明すれば足りるものとします。ただし、お客さまからご要望があった場合、当社は、お客さまに対し、説明を要する事項を省略せず説明いたします。
- (3) (1)の場合において、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の小売供給契約の実質的な変更を伴わないときは、電気事業法に基づくお客さまへの供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを説明すれば足りるものとします。ただし、お客さまからご要望があった場合、当社は、お客さまに対し、説明を要する事項を省略せず説明いたします。

チェック

3. 契約期間(複数年契約の場合はその契約書の期間を適用する)

契約期間は、次によります。

- (1) 電気需給契約締結日から、電気の需給開始日以降1年が経過する日までといたします。
なお、契約期間中に価格改定があった場合であっても契約期間は変更されません。
- (2) 電気需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
- (3) 契約期間満了日の3ヶ月前に先立って、お客さままたは当社から電気需給契約の継続、延長、更新をしない旨の意思表示があった場合は、電気需給契約は、期間満了により終了いたします。

チェック

4. 料金

- (1) 料金の算定
料金は、算定期間を「1月」として算定いたします。

(2) 料金の体系

料金は、基本料金、従量料金、燃料費等調整額ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします(契約締結後に新たに法律等により付加ないし賦課される料金が発生した場合は、その料金を含むものとします)。電気需給約款の「別紙2 電力料金の算定」をご参照ください。

(3) 料金改訂について

契約期間内にあっても、需要場所のある区域において一般電気事業者であった小売電気事業者ならびに一般送配電事業者が同社の電気需給約款に定める料金等を改定した場合、社会的・経済的に当社に影響を及ぼす事象が発生した場合(発電用燃料の高騰、卸電力取引所の価格高騰等をいい、これに限られません)が発生した場合、電力システム改革(容量)、その他当社が必要と判断した場合には、当社所定の方法(MyRICOH メール等)により、事前にお客さまに料金等をお知らせし、当社の電気料金を改定するものといたします。また、当社が負担した容量拠出金については、お客様の契約電力、使用電力量のいずれかまたは両方に応じて負担を頂く場合があります。

(4) 料金修正の個別協議

燃料や卸電力価格等が高騰しお客さまとの取引収支が逼迫する場合、お客さまの電気使用状況や電気需要の量が契約時から乖離した場合には、電気需給約款に定められた料金ならびに供給条件を適正な水準にするために、当社と個別協議をしていただきます。なお、協議不調と当社が判断するとき、または当該個別協議申し入れ日から2月が経過したとき、これをもって協議を終了し、当社およびお客様は電気需給約款終了の手続きを開始するものとします。ただし、協議終了から電気需給約款終了までに猶予期間がある場合、当社はその間の料金を電気需給約款 15.料金に基づき算出し、お客さまに請求します。電気需給約款の「20. 料金修正の個別協議」をご参照ください。

(5) 検針日ならびに計量日

イ 検針日ならびに計量日は原則として毎月1日とします。

ロ 500キロワット未満のお客さまで分散検針が適用となる場合、一般送配電事業者が定める検針日に検針を行います。計量日は電力量等を計量する毎月固定の日をいいます。

ハ 非常変災等、やむをえない事情がある場合には定められた日以外に検針するものとします。

(6) 使用電力量等の計量

使用電力量、力率ならびに最大需要電力は、一般送配電事業者が設置する計量機器で計量します。料金計算までに計量値が取得できなかった場合は、直近の契約電力ならびに100パーセント力率を用いて料金計算し、翌月の請求においてその差異を精算させていただきます。計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、お客さまと当社との協議によって定めます。

チェック

5. 請求ならびにお支払

(1) 当社は、お客さまから当社に支払われるべき月ごとの請求書を、毎月5営業日頃までに、あらかじめ申請していただいた連絡先に当社所定の方法(MyRICOH、メール等)によりお客さまにご提供いたします。連絡先はお知らせ eメール送付先申請書でお申し込みください。お客さまは、MyRICOH の会員になって頂くことを原則といたします。

(2) 検針日が1日のお客さまの料金は、検針日の当月20日(以下、「支払期日」といいます。)にお客さまが指定する金融機関の該当口座から自動引き落としによりお支払いいただきます。なお、支払期日が日曜日または休日に該当する場合は、それぞれ、その後の最初の営業日といたします。

(3) 500キロワット未満のお客さまで分散検針が適用となるお客さまの料金は、分散検針によりそれぞれ異なる検針日の翌月20日(以下、「支払期日」といいます。)にお客さまが指定する金融機関の該当口座から自動引き落としによりお支払いいただきます。なお、支払期日が日曜日または休日に該当する場合は、それぞれ、その後の最初の営業日といたします。詳細につきましては、電気需給約款の「26. 料金の支払義務ならびに支払期日」をご参照ください。

(4) 支払額に過誤があることが判明した場合、その支払過剰額または過少額を遅滞なくお客さまにお知らせし、当社はお知らせした翌月の請求においてこれを精算させていただきます。

チェック

6. 契約電力

(1) 高压電力

イ 契約電力が500キロワット以上2,000キロワット未満の場合(以下「協議制」といいます。)

契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社の協議によって定めます。契約電力をこえて使用された場合には契約超過金をお支払いいただきます。詳細につきましては電気需給約款の「30. 契約超過金」をご参照ください。

ロ 契約電力が500キロワット未満の場合(以下「実量制」といいます。)

各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。実量制のお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力をイによってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力はロによって定めます。

(2) 予備電力

常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給に充てるため、予備電線路により電気を受ける次の場合に適用します。契約電力はお客さまとの協議により定めます。

イ 予備線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合に適用します。

ロ 予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受けるまたは常時供給変電所から異なった電圧で供給を受ける場合に適用します。

(3) 契約電力の変更

イ 協議制のお客さまの場合、需給開始日または契約電力増加日から1年未満の期間内には原則として契約電力を減少できません。お客さまが契約電力を超過して電気を使用された場合、該当月以前の電気使用状況を判断して、当該契約電力が不相当と認められる場合には、当社は翌月からの契約電力を当該最大需要電力に変更できるものとします。

ロ 協議制のお客さまで契約電力の増加または減少を希望する場合、原則として変更希望日の3ヶ月前までに当社にその旨を書面にて通知し、当社の書面での了承を得ていただきます。契約電力の減少が需給開始日または契約電力増加日から1年未満の期間内となる場合には、当社所定の算定による料金を支払っていただきます。詳細につきましては電気需給約款の「41. 電気需給契約の変更」をご参照ください。

チェック

7. 供給の停止

お客さまが、電気需給約款の「34. 供給の停止」の項目のいずれかに該当する場合には、一般送配電事業者は、託送供給約款に基づき、電気の供給の停止を行うことがあります。詳細につきましては、電気需給約款の「34. 供給の停止」をご参照ください。

チェック

8. 中途解約(複数年契約の場合はその契約書の期間を適用する)

(1) 協議制/実量制のお客さま

お客さま及び当社は、電気需給約款の「44. 不可抗力による解約」に基づく解約の場合を除き、電気需給契約締結日以降、契約期間中(電気需給開始日から1年経過後に契約が自動継続された場合も含まれます)に電気需給契約を解約できないものとします。ただし、お客さまは、当社に対し、電気需給約款の「45. 中途解約」に基づき計算された中途解約金等を支払う場合には、契約期間中であっても、解約日の3ヶ月前までに、当社に対し、書面による解約意思を通知することにより電気需給契約を解約できるものとします。なお、実量制の場合、お客さまが当社に書面による解約意思を通知せずに他の小売電気事業者へ需給契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関から当社に解約期日の通知がなされた場合、当該通知をもってお客さまの解約意思表示とみなすものとします。詳細につきましては、電気需給約款の「45. 中途解約」をご参照ください。

(2) 中途解約金の算定方法

(1)の場合において、お客さまは、契約期間中であっても、当社に対し以下の算定式により算出される中途解約金(①+②)を支払うことにより、電気需給契約を解約することができるものとします。

①: [契約電力 × (1月当りの中途解約時基準単価 - 1月当りの基本料金単価(販売価格)) × 契約期間の利用期間(月) × 0.85(力率相当)]

②: [契約電力 × 1月当りの基本料金単価(販売価格) × 契約期間の残余期間(月) × 0.85(力率相当)] × (1 ÷ 契約年数)

中途解約時基準単価が基本料金単価(販売価格)を下回る場合は、②のみで算出します。

上記算定で使用する基本料金単価(販売価格)は以下とします。

①契約期間中に販売価格の変更があった場合には、契約期間の利用期間(月)毎の実際に請求した基本料金単価とする。

②は解約申込時点の契約基本料金単価とする。

(3) 当社の電気供給事業の環境変化(電気需給契約に適用される法令や制度等の変更、発電用燃料の高騰、卸電力取引所の価格高騰、地政学リスク等をいい、これらに限られません)により、当社として事業継続が困難と判断した場合は、当社は、お客さまに解約予定日の3か月前までに通知を行った上で、電気需給契約を解約することができるものとします。

チェック

9. 守秘義務

お客さま及び当社は、電気需給契約(電気需給契約に付随された附則または覚書がある場合、それを含む)の存在及び内容に関しては、契約単価などの契約条件が記載された書類の一切を含めてこれらの情報を、電気需給契約の締結にかかわる相手方の書面による事前承諾なしに第三者に開示しないものとします。ただし、電気需給契約の履行に関連して一般送配電事業者が開示が必要な情報、及び法令上の根拠または公的機関からの正当な権限・目的による開示要請がある場合における開示情報は、守秘義務規定から除外するものとします。

チェック

10. 工事費の負担金

(1) 供給設備の変更ならびに工事費負担供給設備の変更等を行う場合には、あらかじめ当社へ書面にて申し出ていただきま

す。当社が一般送配電事業者より工事費の負担を求められる場合には、当社はお客さまよりその負担金をいただきます。詳細につきましては、電気需給約款の「50. 供給設備の変更ならびに工事費負担」をご参照ください。

(2) 需給開始に至らないで電気需給契約を終了または変更される場合の費用の申受け

お客さまの都合で需給開始前に電気需給契約を終了または変更される場合は、一般送配電事業者より請求された費用をお客さまに支払っていただきます。なお、実際に供給設備の工事を行わなかったときであっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を支払っていただきます。

(3) 計量器等の取付け

計量器の取付けは、原則として一般送配電事業者の負担で取付けますが、必要最低限以上の費用を要するものについては、お客さまの負担となる場合があります。計量器の取付け位置を変更する場合は、お客さまに費用を負担していただきます。詳細につきましては、電気需給約款の「52. 計量器等の取付け」をご参照ください。

チェック

11. 保安等に対するお客さまのご協力

- (1) お客さまが、引込線、計量器等その他需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、またはそれらが生ずるおそれがあると認めた場合、またはお客さまの電気工作物に異状・故障があり、それが一般送配電事業者の電気工作物に影響を及ぼすおそれがある場合、すみやかに当社及び一般送配電事業者に通知していただきます。
- (2) お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件・設備の設置、変更または修繕工事をされる場合、当社及び一般送配電事業者に事前に通知していただきます。
- (3) 当社が電気を供給することを、お客さまが選任する電気主任技術者にお知らせください。また、電気主任技術者に交代があった場合には、すみやかに当社にお申し出ください。

【小売電気事業者】

小売電気事業者登録番号	A0062
小売販売事業者名称	リコージャパン株式会社
主たる事務所の所在地	〒105-8503 東京都港区芝3-8-2 芝公園ファーストビル
代表者	代表取締役 笠井 徹

【説明者】

説明者氏名 _____
説明者の所属組織 _____

【お問い合わせ先】

電話番号 0120-069-089
受付時間 9時～18時（365日対応）

重要事項説明についてのご確認

- 私は、電力取引に際し、その重要事項の説明書の交付を受け、以上の重要事項の説明を受けましたので、本書への記名押印を行った場合は写しを保管し、電子署名を施した場合には本書の電磁的記録を保有します。

西暦 年 月 日

会社: _____

氏名: _____ (印)